

議案第78号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅費の支給額等を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、
本案を提出する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、扶養親族移転費及び渡航雑費」に改め、同条第4項中「路程に応じ旅客運賃の合計額の範囲内において」を「航空機を利用する移動に要する費用として」に改め、同条第5項中「車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行」を「その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する旅行」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。ただし、旅行者が旅行中に自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、宿泊手当は、支給しない。

第6条第8項を削り、同条第7項中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、「定額」の次に「の範囲内において実費額」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前項本文の規定にかかわらず、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費又は包括宿泊費が次の各号のいずれかに該当する場合の宿泊手当の額は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものを含む場合 別表第2又は別表第3に規定する宿泊手当の定額の3分の2に相当する額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものを含む場合 別表第2又は別表第3に規定する宿泊手当の定額の3分の1に相当する額

第6条第12項中「渡航手数料」を「渡航雑費」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「扶養親族移転料」を「扶養親族移転費」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「着後手当」を「着後滞在費」に、「ついて、定額により」を「必要な滞在に係る費用として」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「移転料」を「転居費」に改め、「定額の範囲内において」を削り、同項を同条第1

0 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

9 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として支給する。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

第 15 条第 1 号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第 2 号中「別表第 2 の宿泊料額の範囲内における実費額の宿泊料」を「第 6 条第 6 項及び第 7 項並びに別表第 2 に規定する額の宿泊手当並びに同表の宿泊費の額の範囲内における実費額の宿泊費」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号中「別表第 2 の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合にはその 2 分の 1 に相当する額）の範囲内における実費額の移転料」を「運送に要する実費額の転居費」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 19 条中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び扶養親族移転費」に改める。

第 20 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 22 条中「旅客運賃」を「航空機を利用する移動に要する費用」に改める。

第 23 条の見出し中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第 1 項中「車賃の額は実費額」を「その他の交通費の額は、実費額」に改める。

第 24 条を次のように改める。

(宿泊手当)

第 24 条 宿泊手当の額は、第 6 条第 6 項及び第 7 項並びに別表第 2 に規定する額による。

第 25 条の見出し中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同条第 1 項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「の定額」を「に規定する定額の範囲内の実費額」に改め、同条第 2 項中「宿泊料」を「宿泊費」に、「車賃」を「その他の交通費」に、「宿泊費」を「宿泊に係る費用」に改める。

第 26 条から第 30 条までを次のように改める。

(包括宿泊費)

第26条 包括宿泊費の額は、その移動に係る第20条から第23条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額による。ただし、包括宿泊費の額がその旅行のために交通機関、宿泊施設等を別々で予約した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費の合計額を超えるときは、当該合計額とする。

(転居費)

第27条 転居費の額は、次の各号のいずれかの方法により算定した実費額による。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の規定により算定するに当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として別途定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族がこの条例の規定によらず、赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第28条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の額の合計額に相当する額による。

(扶養親族移転費)

第29条 扶養親族移転費の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を職員の居住地（赴任後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転費の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

第30条 削除

第31条ただし書中「日当及び食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第34条の見出し中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第1項中「旅客運賃」を「航空機を利用する移動に要する費用」に改め、同条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第35条を次のように改める。

(宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費)

第35条 宿泊手当の額は、第6条第6項及び第7項並びに旅行先の区分に応じた別表第3に規定する額に、宿泊費の額は、旅行先の区分に応じた同表に規定する定額の範囲内の実費額に、包括宿泊費の額は、その移動に係る第20条から第23条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びにその宿泊に係る第25条の規定による宿泊費の額の合計額による。

2 第25条第2項及び第26条ただし書の規定は、外国旅行の場合の宿泊費及び包括宿泊費について準用する。

第39条の2を次のように改める。

(渡航雑費)

第39条の2 渡航雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、保険料、医薬品及び携行品の購入に係る費用、健康診断その他の医療機関での受診に係る費用並びにこれらの費用に類する又は付随する費用の実費額による。

第41条を次のように改める。

第41条 削除

附則中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第6条、第15条、第24条、第25条関係）

内国旅行の旅費

区分	支給額
宿泊手当（1夜につき）	2,400円
宿泊費（1夜につき）	19,000円

別表第3（第6条、第35条関係）

外国旅行の旅費

区分	支給額							
	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	その他の地域
宿泊手当（1夜につき）	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
宿泊費（1夜につき）	47,000円	40,000円	59,000円	47,000円	49,000円	43,000円	47,000円	21,000円

備考 この表において「区分」とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の2の部に掲げる地域をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。